8 消防・水防関係

資料 8-1 市の現有消防力

1 北アルプス広域消防本部、大町消防署の人員

(H30.4.1 現在)

| 所 属 | 人数 |
|------------------------|-------|
| 北アルプス広域消防本部(総務課・通信指令室) | 17人 |
| 北アルプス広域大町消防署 | 3 2 人 |

2 北アルプス広域消防本部、大町消防署の車両配備

(H30.4.1 現在)

| | | | (1100:1:1)1111/ |
|--------|----------------|---------|------------------|
| | 車種 | 登録年月 | 備考 |
| 連絡車 | ニッサン セレナ | H25. 06 | |
| ポンプ車 | 日野 デュトロ | H13. 01 | A-2 級 |
| タンク車 | 日野 レンジャー | H15. 02 | A-1級、水槽 1.5 t |
| 查察広報車 | トヨタカローラ フィールダー | H28. 09 | |
| 指 令 車 | ニッサン ラフェスタ | H22. 07 | |
| 多目的支援車 | トヨタ レジアスエース | H17. 09 | |
| 救助工作車 | 日野 レンジャー | H20. 09 | 2.9 t 級クレーン付 |
| はしご車 | イベコ マギルス | Н09. 12 | 30m級 |
| 救急1号車 | トヨタ ハイメディック | H28. 03 | 高規格 |
| 救急2号車 | トヨタ ハイメディック | H19. 11 | 高規格 |
| 救急予備車 | トヨタ ハイメディック | H16. 10 | 高規格 |

3 消防団の人員

(H30.4.1 現在)

| 名 | 称 | 部数 | 条例定数 | 実団員数 | 管轄区域 |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 本 | 部 | | 3 | 3 | 大町市一円 |
| 本 部 | 分 団 | | 7 0 | 5 3 | 大町川一口 |
| 第 1 | 分 団 | 5 | 1 4 5 | 1 2 0 | 大町地区 |
| 第 2 | 分 団 | 6 | 163 | 1 4 8 | 平地区 |
| 第 3 | 分 団 | 6 | 1 5 9 | 1 5 1 | 常盤地区 |
| 第 4 | 分 団 | 4 | 9 6 | 9 0 | 社地区 |
| 第 5 | 分 団 | 3 | 8 1 | 6 7 | 八坂地区 |
| 第 6 | 分 団 | 2 | 5 2 | 4 1 | 美麻地区 |
| 合 | 計 | 2 6 | 769 | 673 | |

4 消防団の車両配置

(H31.4.1 現在)

| 所 属 | 登録番号 | 登録年月 | 備考 |
|---------|---------------|---------|----------------|
| 第1分団第1部 | 松本 830 た 0101 | H17. 11 | 1 号車 長野 A-2 級 |
| 第1分団第2部 | 松本830す0102 | H22. 2 | 2号車 長野 A-2級 |
| 第1分団第3部 | 松本 830 せ 0103 | H24. 2 | 3 号車 長野 A-2 級 |
| 第1分団第4部 | 松本 830 せ 0104 | Н26. 3 | 4 号車 長野 A-2 級 |
| 第1分団第5部 | 松本830す0105 | H22. 2 | 大原積載車 トーハツ B-3 |
| 第2分団第1部 | 松本 800 さ 0515 | H11. 9 | 借馬積載車 トーハツ B-3 |

| 所 属 | 登録番号 | 登録年月 | 備考 |
|----------------|---------------|---------|------------------|
| 第2分団第2部 | 松本 800 さ 1024 | H12. 2 | 6 号車 A-2 級 |
| 第2分団第3部 | 松本 830 せ 0203 | H16. 11 | 海の口積載車 トーハツ B-3 |
| 第2分団第4部 | 松本 830 さ 0204 | H19. 11 | 5 号車 長野 A-2 級 |
| 第2分団第5部 | 松本 830 さ 0250 | Н31. 3 | 源汲積載車 トーハツ B-3 |
| 第2分団第6部 | 松本 800 す 2626 | H27. 2 | 湖端積載車 トーハツ B-2 級 |
| 第3分団第1部 | 松本 830 す 0301 | H17. 11 | 上一積載車 シバウラ B-3 |
| 第3分団第2部 | 松本 830 さ 0302 | Н18. 8 | 泉積載車 シバウラ B-3 |
| 第3分団第3部 | 松本 830 そ 0303 | H24. 12 | 清水積載車 シバウラ B-3 |
| 第3分団第4部 | 松本 830 さ 0340 | Н30. 3 | 7号車 モリタA-2級 |
| 第3分団第5部 | 松本 088 す 5590 | H10. 10 | 須沼積載車 シバウラ B-3 |
| 第3分団第6部 | 松本 830 さ 0306 | Н13. 8 | 西山積載車 シバウラ B-3 |
| 第4分団第1部 | 松本 800 さ 2091 | H12. 10 | 宮本積載車 シバウラ B-3 |
| 第4分団第2部 | 松本 830 せ 0420 | Н29. 3 | 閏田積載車 シバウラ B-3 |
| 第4分団第3部 | 松本 830 す 0403 | Н15. 9 | 館の内積載車 シバウラ B-3 |
| 第4分団第4部 | 松本 830 さ 0404 | H18. 8 | 8 号車 長野 A-2 級 |
| 第5分団第1部 | 松本 088 す 3347 | Н 9. 2 | 9号車 モリタA-2級 |
| M I WE U O IK | 松本 883 あ 0501 | H18. 8 | 八坂支所積載車 シバウラ B-3 |
| 第5分団第2部 | 松本 830 せ 0502 | H19. 12 | 切久保積載車 シバウラ B-3 |
| | 松本 883 あ 0502 | H22. 2 | 中央積載車 トーハツ C-1 |
| 第5分団第3部 | 松本 830 さ 0503 | H19. 2 | 10号車 長野 A-2級 |
| M O WE IV O IV | 松本 883 あ 0503 | H19. 10 | 野平積載車 シバウラ B-3 |
| | 松本 883 い 0601 | H22. 2 | 大塩積載車 トーハツ C-1 |
| 第6分団第1部 | 松本 830 さ 0601 | Н18. 8 | 二重積載車 シバウラ B-3 |
| | 松本 883 あ 0601 | H19. 10 | 新行積載車 シバウラ B-3 |
| | 松本 830 せ 0602 | H18. 8 | 11号車 長野 A-2級 |
| 第6分団第2部 | 松本 088 す 5088 | H10. 6 | 青具積載車 シバウラ B-2 |
| | 松本 830 そ 0602 | H19. 11 | 千見積載車 シバウラ B-3 |
| 消防応援隊車両 | 松本 088 す 3023 | Н 8. 10 | トーハツB-3 |
| 指令車 | 松本 800 す 3084 | H27. 12 | デリカ |

5 現有消防水利状況

(H27.4.1 現在)

| | 公設 | | 1, 245 |
|------|-----|--|--------|
| 消火栓 | 禾 | Z 設 | 2 2 2 |
| | | 計 | 1, 467 |
| | | 2 0 m³未満 | 2 4 |
| | 公 設 | $2 \text{ 0 m}^3 \sim 4 \text{ 0 m}^3$ | 4 3 |
| | | 40㎡以上 | 1 5 5 |
| 防火水槽 | | 2 0 m³未満 | 0 |
| | 私 設 | $2 \text{ 0 m}^3 \sim 4 \text{ 0 m}^3$ | 3 |
| | | 40㎡以上 | 1 0 |
| | 計 | | 2 3 5 |
| | 河 川 | | 1 7 |
| その他 | 7 | プール | 1 3 |
| | 授 | 采 水 口 | 3 |
| | | 計 | 3 3 |

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、長野県知事(以下「県知事」という。)から指定された指定水防管理団体たる大町市(以下「市」という。)が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼の洪水、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは 水害予防組合をいう。(法第2条第1項)

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう。(法第4条)

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。(法第2条第2項)

(4)消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう。(法第2条第3項)

(5)消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。(法第2条第4項)

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。(法第2条第6項、法第10条第3項)都 道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水 位を通報及び公表しなければならない。(法第12条)

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)

(9)洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大 又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県 知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の 水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務 法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるお それがあると認めて指定した河川(水防警報河川)について、国土交通省又は都道府県の機 関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行 う発表をいう。(法第2条第7項、法第16条)

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大 又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県 知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警 戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位 (通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき ものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。量 水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位 の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始等、情報発表の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17) 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2稿に定める洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危 険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの 水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して 水防上特に注意を要する区域をいう。

(19) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅連な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

第3節 水防の責任等

市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を負う。

第4節 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要がある

と認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮ると ともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置く ものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第5節 水防訓練

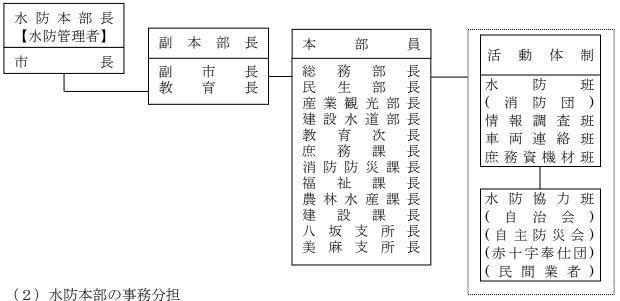
市は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を 図るものとする。

第2章 水防組織

市は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認めら れるときから洪水等の危険が解除されるまで、市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務 を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、そ の事務を処理する。

(1) 組織系統

水防本部の事務局は、消防防災課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



水防本部の各班の事務分担は、次による。

| 班名 | 班長 | 班員 | 業務 |
|-------|--------|---------|-----------------|
| 水防班 | 消防団長 | 消防団員 | 団組織内の連絡、招集を行い、組 |
| | | | 織をあげて水防作業に従事する。 |
| 情報調査班 | 消防防災課長 | 消防防災課職員 | 気象の予警報、水防警報等の情報 |
| | | | 収集に従事する。 |
| | 農林水産課 | 農林水産課職員 | 被害状況の情報収集、災害応急復 |
| | 建設課 | 建設課職員 | 旧の調査に従事する。 |
| | 八坂支所 | 八坂支所職員 | |
| | 美麻支所 | 美麻支所職員 | |
| | の各係長 | | |

| r | T | T | T |
|------------|---------|---------|-----------------|
| 車両連絡班 | 農林水産課 | 農林水産課職員 | 人員及び水防資機材の運搬、現場 |
| | 建設課 | 建設課職員 | 連絡、水防班からの資材調達要請 |
| | 八坂支所 | 八坂支所職員 | に係る事務に従事する。 |
| | 美麻支所 | 美麻支所職員 | |
| | の各係長 | | |
| 庶務資機材班 | 庶務課 | 庶務課職員 | 水防報告、涉外(公用負担事務· |
| | 消防防災課 | 消防防災課職員 | 水防本部開設事務・水防協力班に |
| | の各係長 | | 係る事務・応援要請・調査の連絡 |
| | | | 調整)、水防用備蓄資材の整備・ |
| | | | 調整、消防団員の招集等に従事す |
| | | | る。 |
| 水防協力班 | 自治会長 | 一般住民 | 水防本部長の要請に基づき、水防 |
| (法第 24 条の規 | 自主防災会長 | | 用資材等の提供及び水防活動に |
| 定による水防活 | | | 従事する。 |
| 動の一般協力者) | 赤十字奉仕団長 | 赤十字奉仕団員 | 水防本部長の要請に基づき、水防 |
| | | | 活動に伴う給食、給水、救護活動 |
| | | | に従事する。 |
| | 民間業者現場代 | 民間業者作業員 | 水防本部長の要請に基づき、現場 |
| | 理人 | | における作業能率を高めるため |
| | | | に、重機等の機械力による水防活 |
| | | | 動に従事する。 |

第3章 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、 洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

| 12/2/1/ | や小寺に保して小切工行に任息で安りる匹唆である。 | | | | | | |
|---------|--------------------------|-----|------------------|-----------------------|----------|--------------------|-------------|
| 番 | 区分 | 左右岸 | 延 長 | 場 所 | 水予 | 予 想 危 さ . | 水防 |
| 号 | 河川名 | 岸の別 | m (箇所) | 目標 | 位 想 m | さ れ 険 る | 防工法 |
| 1 | 高 瀬 川 | 左 | 1,500(1) | グリーンパーク西 | 2. 5 | 護岸深掘れ 決壊 | 木流し 蛇篭布せ |
| 2 | II | 左 | 500(1) | 社青島ニチコン西 | 2. 5 | 護岸深掘れ 決壊 | 木流し 蛇篭布せ |
| 3 | 鹿島川 | 左右 | 500(1) 350(1) | 平源汲要橋上下流 | 2. 5 | 護岸(堤防) 洗堀決壊 | 木流し 蛇篭布せ |
| 4 | 11 | 右 | 500(1) | 平温泉郷上流 | 2. 5 | 護岸高不足 水があふれる | 積土のう |
| 5 | 11 | 左 | 1,300(1) | 平野口橋上流 | 2. 5 | 護岸高不足 水があふれる | 積土のう |
| 6 | 農具川 | 左右 | 650(1) 650(1) | 平木崎森林組合東 | 1.5 | 護岸(堤防)老朽 決壊 | 蛇篭布せ |
| 7 | II. | 左右 | 300(1) 300(1) | 三日町水門上 | 1. 5 | 護岸高不足 水があふれる | 積土のう |
| 8 | 稲尾沢川 | 左右 | 250(1) 250(1) | (一)小島信濃木崎 (T)線より下流 | 3. 0 | 護岸高不足 水があふれる | 積土のう |

| | | | (1) | Net . | | 護岸高不足 | 中聖牛 |
|-----|------------|----|----------|-------------------------|------|--------|------|
| 9 | 犀川 | 左 | 600(1) | 瀬口 | 5. 0 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 0 | " | 左 | 300(1) | 野平 | 5. 0 | 護岸高不足 | 中聖牛 |
| 1 0 | " | H | 300(1) | 野平 | 5. 0 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 1 | JJ. | 左 | 100(1) | 赤土 | 5. 0 | 護岸高不足 | 中聖牛 |
| 1 1 | " | H | 100(1) | | 5.0 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 2 | IJ | 左 | 100(1) | 舟場 | 5. 0 | 護岸高不足 | 中聖牛 |
| 1 4 | " | 圧. | 100(1) | 丌场 | 3.0 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 3 | 金 熊 川 | 右 | 90(1) | 小菅 | 3. 0 | 護岸高不足 | 中聖牛 |
| 1 3 | 金 熊 川 | 口 | 90(1) | | 3.0 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 1 | 北の沢川 | 左 | 300(1) | 北の沢 | 2. 0 | 護岸高不足 | 積土のう |
| 1 4 | | 圧. | 300(1) | 1LV)1/K | 2.0 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 5 | 土尻川 | 左 | 30(1) | 青具万中 | 4. 0 | 護岸高不足 | 積土のう |
| 1 5 | 工 九 川 | 圧. | 30(1) | 月 共 <i>刀</i> 中 | 4.0 | 水があふれる | 傾工のり |
| 1 0 | ., | + | 100(1) | 本日 | 0.0 | 護岸高不足 | 積土のう |
| 1 6 | " | 左 | 100(1) | 青具一宇田 | 2.0 | 水があふれる | 傾工のり |
| 1 7 | " | 左 | 200(1) | 丰 目 火 山 | 0. [| 護岸高不足 | |
| 1 7 | " | 丘 | 300(1) | 青具米山 | 3. 5 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 1 0 | 稲尾沢川 | 左 | 200(1) | 並得1.4 由 | 0.5 | 護岸高不足 | 積土のう |
| 1 8 | 相 佬 沢 川 | 右 | 200(1) | 新行上手、中 | 2. 5 | 水があふれる | 傾工のり |
| 1 0 | ,, | 左 | 40(1) | 並 仁[長] | 0.0 | 護岸高不足 | |
| 1 9 | JJ | 右 | 40(1) | 新行土橋上 | 2.0 | 決壊 | 蛇籠布せ |
| 0.0 | 藤沢川 | 左 | 200(1) | 丰 目十 冶 桥工 | 1 5 | 護岸高不足 | 往しのる |
| 2 0 | 藤沢川 | 右 | 200(1) | 青具古堂橋下 | 1.5 | 水があふれる | 積土のう |
| 0 1 | 金 熊 川 | 左 | 900(1) | 一手二の問 | 0.5 | 天然河岸 | 砂箔大は |
| 2 1 | 金 熊 川 | 右 | 1,200(1) | 二重元の関 | 2. 5 | 決壊 | 蛇籠布せ |
| 0 0 | | 左 | 100(1) | 丰 目 | 2 - | 護岸高不足 | 最終ナル |
| 2 2 | 片岡沢川 | 右 | 200(1) | 青具片岡 | 3. 5 | 水があふれる | 蛇籠布せ |
| 0 0 | 並 → 5円 III | 左 | 200(1) | イロニエル | 0.0 | 天然河岸 | 最終ナル |
| 2 3 | 西ノ沢川 | 右 | 200(1) | 千見三百地 | 3. 0 | 決壊 | 蛇籠布せ |
| 0 4 | <u></u> | 左 | 250(1) | | 0.5 | 断面不足 | 建しのさ |
| 2 4 | 白口沢川 | 右 | 600(1) | 大塩中村 | 2. 5 | 水があふれる | 積土のう |
| 0.5 | A 45 III | 左 | 300(1) | 上长安の助 | 0.5 | 護岸高不足 | 金しのこ |
| 2 5 | 金 熊 川 | 右 | 200(1) | 大塩宮の脇 | 3. 5 | 水があふれる | 積土のう |

※重要水防区域位置図・区域図は、資料8-2(1)・(2)のとおり。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表する注意報及び警報等

長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために、又は水防活動の利用のために発表する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

| 水防活動の | 一般の利用に | |
|-------|---------|---------|
| 利用に適合 | 適合する注意 | ☆ ≠ # 潍 |
| する注意 | 報・警報・特別 | 発表基準 |
| 報•警報 | 警報 | |

| 水防活動用 気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき |
|----------------|--------|--|
| 水防活動用 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると 予想したとき |
| 気象警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいと予想したとき |
| 水防活動用 洪水注意報 | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用 洪水警報 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な 災害が発生するおそれがあると予想したとき |

大雨及び洪水注意報・警報発表基準

| 7 (141) | いが、このが、日本が、日本の公益中 | | | | | |
|---------|-------------------|----------|--|--|--|--|
| | 大雨 | 雨量基準 | 平坦地 : 1 時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1 時間雨量 30mm | | | |
| | | 土壤雨量指数基準 | 54 | | | |
| 注意報 | 洪水 | 雨量基準 | 平坦地 : 1 時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1 時間雨量 30mm | | | |
| | | 流域雨量指数基準 | 高瀬川流域=20、犀川流域=32 金熊川流域=5、土尻川流域=7 | | | |
| | 大雨 | 雨量基準 | 平坦地 : 1 時間雨量 40mm 平坦地以外:1 時間雨量 50mm | | | |
| | | 土壤雨量指数基準 | 68 | | | |
| 警報 | 洪水 | 雨量基準 | 平坦地 : 1 時間雨量 40mm 平坦地以外:1 時間雨量 50mm | | | |
| | | 流域雨量指数基準 | 高瀬川流域=25、犀川流域=63 金熊川流域=6、土尻川流域=9 | | | |

大雨特別警報発表基準

| | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が |
|--------|----------------------------|
| 大雨特別警報 | 予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度 |
| | の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 |

記録的短時間大雨情報

| 1時間雨量 | 100mm |
|-------|-------|
| | |

第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同で その状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、県知事が指定した河川について、県知事と気象庁長官が共同でその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

| 種類 | 発表基準 | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|--|
| 氾濫注意情報 (洪水注意報) | 基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水 位上昇が見込まれるとき | | | | |
| 氾濫警戒情報 (洪水警報) | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)に到 達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、 更に水位上昇が見込まれるとき | | | | |

| 氾濫危険情報 (洪水警報) | 基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき |
|------------------|-----------------------------|
| 氾濫発生情報 (洪水警報) | 氾濫が発生したとき |

(2) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

市内には、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報を行う河川はない。

(3) 県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

市内には、県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報を行う河川はない。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

水位到達情報は、国土交通大臣又は県知事がその指定した河川について、水位が避難判断 水位(法第13条に規定される特別警戒水位)に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流 量を示して発表する水位情報をいう。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

| 種類 | 発表基準 | | |
|------------|-------------------------|--|--|
| 避難判断水位到達情報 | 対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき | | |
| 氾濫危険水位到達情報 | 対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき | | |

(2) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知

市内には、国土交通大臣が水位到達情報の通知を行う河川はない。

- (3) 県知事が行う水位到達情報の通知
- ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

| <u> </u> | | |
|----------|---------------|---------|
| 河川名 | X | 域 |
| 高瀬川 | 大町市大町 | 高瀬上橋から |
| 同假川 | 安曇野市明科七貴 | 犀川合流点まで |
| 犀川 | 東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 | 日野橋から |
| 库川 | 長野市信州新町 | 更級橋まで |

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

| 河川名 | 観測 所名 | 地先名 | 水防団 待機水 位(通報 水位) | 氾 濫 注 意 水 位 (警 戒 水位) | 避難判断水位 | 池 () () () () () () () () () (| 関係水防 管理団体 |
|-----|-------|-------------------|---------------------------|-------------------------------|--------|---|---------------------------|
| 高瀬川 | 十日市場 | 安曇野市 穂高 北穂高 | 1.0m | 1.5m | 2. 0 m | 2.3m | 大町市 池田町 松川村 安曇野市 |
| 犀川 | 弘崎 | 長野市 信州新町 | 3.6m | 5. 2m | 5.8m | 6.5m | 大町市 長野市 生坂村 |

③水位到達情報の通知の担当官署

| 河川名 | 担当官署 | | | |
|-----|---------|--|--|--|
| 高瀬川 | 大町建設事務所 | | | |
| 犀川 | 長野建設事務所 | | | |

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料8-2(3)のとおり。

第4節 水防警報

第1項 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

第2項 洪水時の河川に関する水防警報

(1)種類及び発令基準

水防警報は、国土交通大臣又は県知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

| 種 類 | 内 容 | 発令基準 |
|-----|---|---|
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材 の整備、水門機能等の点検、通信及 び輸送の確保等に努めるとともに、 水防機関に出動の準備をさせる必 要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認められるとき、又は、水位が消防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。 |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれが あり、水防活動の必要が あるとき。 |
| 状況 | 出水状況及びその河川状況を示し、 警戒が必要である旨を警告すると ともに、水防活動上必要な越水(水 があふれる)・漏水・法崩(堤防斜 面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示 しその対応策を指示するもの。 | 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、 水防活動に変化等が生じたとき。 |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が 解消した旨及び当該基準水位観測 所名による一連の水防警報を解除 する旨を通告するもの。 | 水位が氾濫注意水位を下 回り、かつ、水防活動の 必要がなくなったとき。 |

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

市内には、国土交通大臣が水防警報を行う河川はない。

- (3) 県知事が行う水防警報
- ①水防警報の対象となる河川名、区域

| 河川名 | 区 | 域 |
|------|---------------|---------|
| 高瀬川 | 大町市大町 | 高瀬上橋から |
| | 安曇野市明科七貴 | 犀川合流点まで |
| 犀川 | 東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 | 日野橋から |
| /牛/川 | 長野市塩生甲 | 両郡橋まで |

②水防警報の対象となる基準観測所

| 河川名 | 観測 | 地先名 | 水防団 | 氾濫注 | 避難判 | 氾濫危 | 関係水防 |
|-----|----|-----|------|-------|-----|-------|------|
| | 所名 | | 待機水 | 意 水 位 | 断水位 | 険 水 位 | 管理団体 |
| | | | 位(通報 | (警戒 | | (特別 | |
| | | | 水位) | 水位) | | 警戒水 | |
| | | | | | | 位) | |

| 高瀬川 | 十日市場 | 安曇野市 穂高 北穂高 | 1.0m | 1.5m | 2.0m | 2.3m | 大町市 池田町 松川村 安曇野市 |
|-----|------|-------------|------|-------|------|------|---------------------------|
| 犀川 | 弘崎 | 長野市 信州新町 | 3.6m | 5. 2m | 5.8m | 6.5m | 大町市 長野市 |

③水防警報の担当官署

| 河川名 | | 担当官署 |
|-----|---------|------|
| 高瀬川 | 大町建設事務所 | |
| 犀川 | 長野建設事務所 | |

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料8-2(4)のとおり。

第5章 水位等の観測

第1節 水位の観測

(1) 水位観測所

市域の水位観測所は、県が管理する観測所が3箇所あるほか、国が管理する観測所が6箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が5箇所ある。

| 所 属 | 観測所名 | 河川 | 所 在 地 | 氾濫注 意水位 (m) | 備考 |
|--------------------|---------------------|-----|-----------------|-------------------|----------|
| 長 野 県 大町建設事務所 | 高瀬上橋 | 高瀬川 | 常盤松原 | _ | テレメーター |
| " | 十日市場 | " | 安曇野市穂高北穂高 | 1. 5 | テレメーター |
| 長 野 県 長野建設事務所 | 弘 崎 | 犀川 | 長野市信州新町弘崎 | 5. 2 | 自記テレメーター |
| 国 土 交 通 省 大町ダム管理所 | 大町ダム | 高瀬川 | 平ナロヲ大クボ 2112-71 | _ | 自記テレメーター |
| 11 | 大 出 橋 | 11 | 平井出渡 1116-62 | _ | 自記テレメーター |
| 11 | 篭川大橋 | 篭川 | 平 2113-11 | | 自記テレメーター |
| 11 | 野口橋 | 鹿島川 | 平 1088 | _ | 自記テレメーター |
| " | 高瀬下橋 | 高瀬川 | 安曇野市穂高北穂高地先 | 1 | 自記テレメーター |
| 国 土 交 通 省 千曲川河川事務所 | 陸郷 | 犀川 | 安曇野市明科南陸郷 | 3. 3 | 自記テレメーター |
| 東京電力㈱ | 弘崎 | 犀川 | 長野市信州新町弘崎 | _ | 自記 |
| " | 平ダム | " | 生坂村大字東広津 | _ | 自記テレメーター |
| 11 | 金 熊 川 | 金熊川 | 八坂小菅 | | テレメーター |
| 11 | 土 尻 川 | 土尻川 | 小川村大字高府 | _ | テレメーター |
| 昭 和 電 工 ㈱ | 青 木 湖 導 水 | 高瀬川 | 平 1149-1(大出取水口) | _ | テレメーター |

第2節 雨量の観測

(1)雨量観測所

市内の雨量観測所は、県が管理する観測所が5箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が1箇所、国が管理する観測所が5箇所、市が管理する観測所が2箇所、他の管理者が管理する観測所が4箇所ある。

| 所 属 | 観測所名 | 河川 | 所 在 地 | 備考 |
|-------------------|-------|-----|----------------------|--------------------------------|
| 長 野 県 大町建設事務所 | 大 町 | 高瀬川 | 大町 1058-2(大町建設事務所) | テレメーター |
| 11 | 青 木 湖 | 農具川 | 平青木 21244 | テレメーター |
| IJ | 高瀬入 | 籠 川 | 平ナロヲ大クボ 2112-729 | テレメーター (11 月下旬〜4 月上旬 中止) |
| IJ | 沓 掛 | 高瀬川 | 常盤東原 3798-48 | テレメーター (11 月下旬〜4 月上旬 中止) |
| 長 野 県 土尻川砂防事務所 | 美麻 | 藤沢川 | 美麻大藤 | テレメーター (11 月下旬〜4 月上旬 中止) |
| 気 象 台 | 大 町 | 農具川 | 大町大原町 5926-5 (大原配水池) | 有線ロボット雨量計 |
| 国 土 交 通 省 松本砂防事務所 | 高瀬 | 高瀬川 | 大町 5032(高瀬川出張所) | 自記・テレメーター |
| 国 土 交 通 省 大町ダム管理所 | 大町ダム | 高瀬川 | 平ナロヲ大クボ 2112-71 | 自記・テレメーター |
| IJ | 双六岳 | 11 | 平高瀬入国有林 88 | 自記・テレメーター(10 月下旬~7月下旬休止) |
| | 扇 沢 | 籠 川 | 平篭川谷国有林 24-3 | 自記・テレメーター(11 月中旬~4月中旬休止) |
| 11 | 鹿 島 | 鹿島川 | 平ツベタノ原 8552 | 自記・テレメーター |
| 大 町 市 | 八坂 | 金熊川 | 八坂 1108-1(支所内) | 自記 |
| 11 | 美麻 | IJ | 美麻 11810-イ(支所内) | 自記 |
| 東京電力㈱ | 七倉ダム | 高瀬川 | 平高瀬入 | テレメーター |
| 11 | 高瀬ダム | II | 平高瀬入 | テレメーター |
| 11 | 高 五 | IJ | 平高瀬入(第五調整池) | テレメーター |
| 11 | 金 熊 川 | 金熊川 | 八坂小菅 | テレメーター |

第6章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

(1)河川区間のダム・水門(洪水)

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるととも に、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとす ス

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、 流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作 規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

| | 名 | 称 | | 河川名 | 位 置 | 管 理 者 | 操作担当者 | 電 話 |
|---|-----|---------|---|-----------|---------|--|-------------------|--------------------------------|
| 高 | 瀬 | ダ | ム | | 平高瀬入 | 東京電力ホールディングス ㈱リニューアブルパワー | 高瀬川事業所 | 23-6306 夜間 |
| 七 | 倉 | ダ | ム | 高瀬川 | | ・カンパニー | 土木保守グループ | 090-4177-5147 |
| 大 | 町 | ダ | ム | , , , , , | 平ナロヲ大クボ | 国土交通省大町ダム管理所 | 管理係 | 22-4511 |
| 大 | 出耳 | 取 水 | 所 | | 平大出 | 昭和電工㈱大町事業所 | 動力課動力係 | 22-7514 |
| 木 | 崎 | 胡水 | 門 | 農具川 | 平木崎 | 大町市土地改良区 | 事務局員 | 22-5542 夜間 22-5794 |
| 農 | 具 川 | 取 水 | 所 | | 社青島 | 昭和電工㈱大町事業所 | 動力課動力係 | 22-7514 |
| 大 | 町 | 新 | 堰 | 籠川 | 平寄沢 | | | |
| 越 | 荒 | 沢 | 堰 | | | 大町市土地改良区 | 事務局員 | 22-5542 |
| 野 | 1 | 口 堰 鹿島川 | | 鹿島川 | 平猫鼻 | 八町川上地以及区 | 予 物问具 | 夜間 22-5794 |
| 源 | 汲 | 中 | 堰 | | | | | |
| 硯 | | | 岩 | | 常盤西山 | | | 22-0520 |
| 砥 | 沢 | 水 | 門 | 乳川 | 常盤マネキ | 高瀬川右岸土地改良区 | 事務局員 | 夜間 |
| 横 | 溝 | 水 | 門 | | 常盤西山 | | | 090-4159-3039 090-1862-0598 |
| 平 | 2 | ダ | ム | 犀川 | 長野市大岡丙 | 東京電力ホールディングス (㈱リニューアブルパワー ・カンパニー | 犀川事業所 土木保守グループ | 026-262-3336 |

第2節 操作の連絡

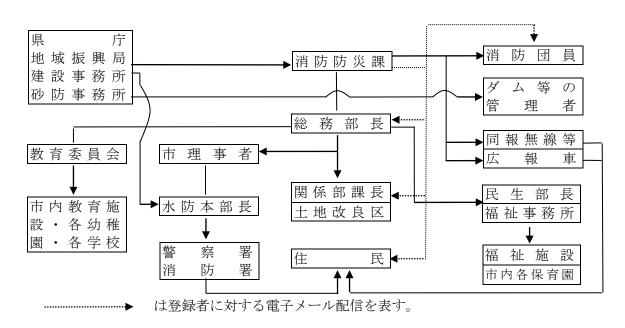
ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道機関等に迅速に連絡するものとする。

第7章 通信連絡

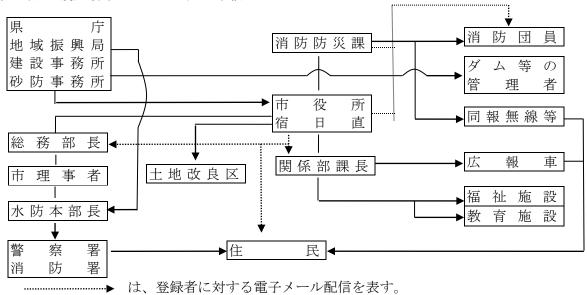
第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

第1項 勤務時間中における伝達系統



第2項 勤務時間外における伝達系統



連絡先一覧

| 機関名 | 所在地 | TEL | FAX |
|------------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 長野県庁 | 長野市大字南長野字幅下 692-2 | 026-232-0111 | 026-225-7069 |
| 北アルプス地域振興局 | 大町市大町 1058-2 | 0261-22-5111 | 0261-23-6504 |
| 大町建設事務所 | 大町市大町 1058-2 | 0261-22-5111 | 0261-23-6532 |
| 長野建設事務所 | 長野市大字南長野南県町 686-1 | 026-234-9539 | 026-233-3245 |
| 国土交通省 大町ダム管理事務所 | 大町市平 2112-71 | 0261-22-4511 | 0261-22-4512 |
| 国土交通省松本砂防事務所 高瀬川出張所 | 大町市大町 5032 | 0261-22-0650 | 0261-22-7974 |
| 犀川砂防事務所 | 安曇野市明科中川手 4235 | 0263-62-3257 | 0263-62-2015 |
| 土尻川砂防事務所 | 長野市七二会己 973-1 | 026-229-2511 | 026-229-1024 |
| 大町警察署 | 大町市大町 2895 | 0261-22-0110 | 0261-23-6110 |
| 北アルプス広域大町消防署 | 大町市大町 4724-1 | 0261-22-0119 | 0261-22-0143 |
| 大町市土地改良区 | 大町市大町 3887 | 0261-22-5542 | 0261-23-0766 |
| 高瀬川右岸土地改良区 | 大町市常盤 3629 | 0261-22-0520 | 0261-22-9118 |
| 大町市役所 | 大町市大町 3887 | 0261-22-0420 | 0261-23-4304 |
| 大町市役所消防防災課 | 大町市大町 3887 | 0261-22-0392 | 0261-22-0392 |

8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、緊急時調達しうる数量を確認してその補給に備えること、また備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防倉庫及び備蓄資材

| 資材\倉庫 | 計 | 三日町 | 大新田 | 消防本部 |
|----------|--------|--------|---------|-------|
| PP袋 (枚) | 4, 400 | 3,000 | 10, 750 | 1,000 |
| 鉄線 (kg) | 1, 700 | 1, 700 | _ | - |
| 玉縄 (巻) | 35 | 35 | _ | - |
| 蛇篭 (本) | 153 | 153 | _ | - |
| 丸太 (本) | 50 | 50 | _ | - |
| 木杭 (本) | 50 | 50 | _ | - |
| ワイヤー (巻) | 6(8) | 6(8) | - | _ |
| ロープ (m) | 200 | 200 | _ | _ |
| 防水シート(枚) | 20 | 10 | _ | 10 |

(注) ワイヤーの()内は、100m巻きに換算したときの巻き数

※水防倉庫位置図は、資料8-2(5)のとおり。

三日町水防倉庫水防工具

| 品名 | 数量 | 品 名 | 数量 | 品 名 | 数量 | 品 名 | 数量 |
|-----|----|------|----|-----|----|------|----|
| 照明具 | 2 | スコップ | 40 | 掛矢 | 20 | つるはし | 13 |
| 斧 | 1 | のこぎり | 15 | なた | 15 | 鎌 | 18 |
| 金槌 | 30 | ペンチ | 32 | シノ | 23 | 一輪車 | 1 |

大新田防災資機材倉庫

| | 1 /4 | | | | |
|----------|------|-------|-------|---------|----|
| 品 名 | 数量 | 品 名 | 数量 | 品 名 | 数量 |
| 土嚢製造機 | 1 | 土嚢 | 1,000 | ビニールシート | 6 |
| トラロープ(m) | 200 | バリケード | 50 | スコップ | 9 |
| バール | 2 | 斧(小) | 1 | 懐中電灯 | 5 |

第2節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動に関係する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

| 配備区分 | 配備の時期 | 体制 | 配備人員 |
|------|-------------|-----------|----------|
| 第1配備 | 水防に関する警報・注意 | 情報の収集及び連 | 数名の職員が対応 |
| | 報等が発せられたが、具 | 絡に当たり、事態の | |
| | 体的な水防活動を必要と | 推移によっては、直 | |
| | するに至るまでにはまだ | ちに第2配備の招 | |
| | かなり時間的余裕がある | 集その他の活動が | |
| | と認められるとき | できる体制 | |

| 第2配備 | 1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と | 水防活動の必要な 事態が発生すれば、 そのまま水防活動 (災害の応急対策) が遅滞なく遂行で きる体制 | 各班の所属職員の約半数を動員 |
|------|--|--|---------------------------------------|
| 第3配備 | 認めて指令したとき 1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき | 完全な水防体制 | 所属職員の全員及 び応援を求められ た部課の職員を動 員 |

(2)消防団の非常配備等

①消防団の管轄地域

消防団の管轄地域は、次のとおりである。

| 区分 | 区域 | | _ | 級河 | `JII | | その作 | 也の | 河川 | 合 計 |
|--|--------------------|--------------|---------------|--------------|--------|-------|------------------|-------|--------|---------|
| 所 属 | 凸坝 | 彳 | 占 移 | 尓 | 延長m | | 名 称 | | 延長m | 延長m |
| 第1分団1·4部 第2分団1·4·6部 第4分団3·4部 | 大町 平 社 | 農 | 具 | Ш | 11,000 | 八前新 | 徳引 | 沢沢沢 | 3,000 | 14, 000 |
| 第1分団 2·3·5部 第2分団 2部 第3分団 1·2·4·5部 第4分団 1·2部 | 大町 平 常盤 社 | 高 | 瀬 | Л | 10,000 | 押丹宮 | 生 子 明 | 沢沢沢 | 5, 000 | 15, 000 |
| 第2分団1・2・3・4・5部 | 平 | 鹿 | 島 | ЛП | 5, 500 | 荒三矢黒 | 崎ツ | 沢沢沢沢 | 4, 000 | 9, 500 |
| 第2分団1・2・5部 | 平 | 籠 | | Ш | 4,000 | | _ | | _ | 4,000 |
| 第2分団3・4・6部 | 平 | 稲 | 尾沢 | 刊 | 2, 500 | | _ | | | 2, 500 |
| 第3分団5・6部 | 常盤 | 乳 | | Ш | 4,000 | | _ | | _ | 4,000 |
| 第3分団2・3・4部 | 常盤 | | _ | | _ | 九仏内砥中 | ツ 崎 山 ノ | 沢沢沢沢沢 | 5, 000 | 5,000 |
| 第5分団1部 | 八坂 | 金 (J 下 | 熊 川久伊 流 | 川 R橋) | 6,600 | 大小満 | 平 松 尾 仲 | 沢沢沢 | 2, 100 | 8, 700 |
| 第5分団2部 | 八坂 | 金 () 上 | 熊 川久伊 流 | 川 R橋) | 5, 000 | 塩北 | 沢 の | 川沢 | 2,600 | 7, 600 |
| 第5分団3部 | 八坂 | 犀 | | JII | 6, 800 | 布大上宮中 | 宮洞篭の | 沢沢沢沢沢 | 6, 300 | 13, 100 |

| 第6分団1部 | 美麻 | 金熊川稲尾沢川 | 11, 100 | 向御脇二白南 | 沢堂沢重口沢 | 川の川沢沢川 | 3, 500 | 14, 600 |
|--------|----|--------------|---------|--------|-------------|--------|--------|---------|
| 第6分団2部 | 美麻 | 土 尻 川片岡沢川藤沢川 | 9,600 | 丸袖西中 | 切 の の | 沢沢沢沢 | 2, 200 | 11,800 |

②消防団の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団長に対し消防団の出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

| 配備区分 | 配備基準 | 配備体制 |
|------|---|---|
| 待機 | 水防に関係のある注意報及び警報が発表される等、必要と認めたとき | 消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団 長は、その後の情勢を把握することに 努め、また、団員は、直ちに次の段階 に入り得るような状態におくものとす る。 |
| 準備 | 河川の水位が水防団待機水位に 達し、なお上昇のおそれ等があ り、かつ出動の必要が予測され るとき | 消防団の団長及び幹部は、所定の詰所 (車庫)に集合し、資器材及び器具の 整備、点検、団員の配備計画等に当た り、ダム、水門等水防上必要な工作物 のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等 のため、一部団員を出動させるものと する。 |
| 出動 | 河川の水位がなお上昇する等、 出動の必要を認めたとき | 消防団の全員が所定の詰所(車庫)に 集合し、警戒配備につく。 |
| 解除 | 水防本部長より解除の指令をした | とき |

第2節 安全配慮

水防活動は、作業員の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ①水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ③水防活動は原則として複数人で行うものとし、長時間にわたる場合には、交代要員を配備する。また、必要に応じて監視員を配備する。
- ④指揮者は、団員が安全で水防活動が行えるよう気象情報、現場の活動状況の把握に努めるとともに、避難行動の周知及び必要に応じて避難指示を行う。

第3節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者及び消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という。)は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防区域又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、非常配備体制となったときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、 重要水防区域(第3章参照)を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所 轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施 設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及 びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な 工法を選択し実施するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水 防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区 域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

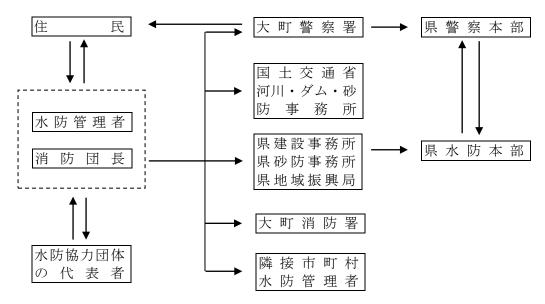
- ①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、大町警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を北アルプス地域振 興局長及び所轄建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、大町警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き 先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

決壊、漏水等の通報系統は次のとおりとする。



(2)決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

(1) 市の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が消防団長に対して消防団の配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用 した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

| | 警鐘信号 | サイレン信号 (余いん防止符) |
|----------|-------------|--|
| 第1 信号 | ○休止 ○休止 ○休止 | 約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止 |

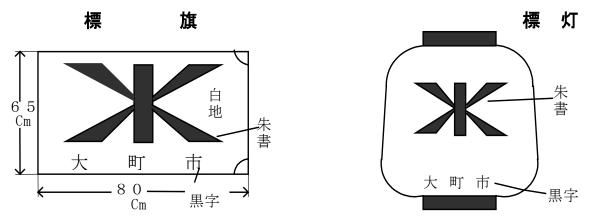
| 第 2 信号 | 0-0-0 0-0-0 | 約 5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止-○-休止-○-休止 |
|-----------|---------------|---|
| 第3 信号 | 0-0-0-0 0-0-0 | 約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止 |
| 第4 信号 | 乱打 | 約 1分5秒1分 ○-休止-○- |

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①河川に関する情報提供
- ②重要水防区域の合同点検の実施
- ③水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川 管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- ⑤水防活動の記録及び広報

第2節 市町村相互の応援及び協定

水防管理者は、災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援を要請する。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、大町警察署長に対して、警察官の 出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ大町警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、 災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとす る。

第5節 企業(地元建設業等)との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、重機や資器材の提供等に関して、地元企業に協力を求めることができる。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、 水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあっせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において 次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④工作物その他の障害物の処分
- (2) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、水防記録を作成し、保管するものとする。

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施後、速やかに所轄建設事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第 14 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難 の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

第1項 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、市に関係する浸水想定区域図は次のとおりである。

| | 2 - 7 | |
|---------|------------------|-------------------------------|
| 浸水想定区域図 | 指定年月日 | 作成主体 |
| 高瀬川 | 平成 18 年 8 月 3 日 | 大町建設事務所 |
| 農具川 | _ | 大町建設事務所 (市町村ハザードマップ作成支援河川) |
| 鹿島川 | _ | 大町建設事務所 (市町村ハザードマップ作成支援河川) |
| 犀川 | 平成 21 年 6 月 18 日 | 長野建設事務所 |

第2項 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な 避難の確保を図るため、市防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップについては、市のホームページに掲載し、住民への周知を図るとともに、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、二次災害発生予想 箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり有効である。

第3項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等は、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、次の事項が定められている。

| 事業所等 | 地下街等 | 要配慮者利用施設 | 大規模工場等 (申出のあったもの) |
|---------|---------------------------------|--------------------|----------------------|
| 措置の義務付け | 義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| 措置の内容 | 避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 訓練の実施 | 避難確保計画の作成 訓練の実施 | 浸水防止計画の作成 訓練の実施 |
| 自衛水防組織 | 設置義務あり、市長 への報告 | 設置した場合、市長へ の報告 | 設置した場合、市長へ の報告 |

(1) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

| 地下街等の名称 | 所在地 | 所有者又は管理者 | 連絡先 電話・FAX | 関連河川 |
|---------|-----|----------|---------------|------|
| 該当なし | | | | |

(2) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

| | T | T | | T |
|------|---|----------------------------------|------------------------|------|
| 要配慮者 | 所在地 | 連絡先 電話・FAX | 避難場所 | 関連河川 |
| 障がい者 | 平 1091-7 野口 | 22-7000 £22-0959 | 北小学校 グラウンド | 鹿島川 |
| 障がい者 | 平 4108-10 温泉郷 | 22-8851 ®なし | コミュニテ ィセンター 上原の湯 | " |
| 高齢者 | 大町 1698-7 三日町 | 22-2117 \$\mathbb{P}85-8255\$ | 文化公園 | 11 |
| 障がい者 | 大町 1757-1 三日町 | 23-7150 F " | " | 11 |
| 高齢者 | 大町 1380-1 相生町 | 26-5005 £ 22-8828 | 11 | 11 |
| 障がい児 | 大町 1275-3 相生町 | 85-2440 £85-2439 | JJ | 11 |
| 障がい児 | 大町 1275-3 相生町 | 85-2440 £85-2439 | " | " |
| 高齢者 | 大町 1178-1 | 21-3220 | " | " |
| 高齢者 | 大町 1277-5 | 22-5527 | " | " |
| 障がい者 | 平 5075-3 | 85-0245 (F) " | " | " |
| 障がい者 | 大町 2467-1 九日町 | 22-5697 F " | 西小学校 グラウンド | " |
| 高齢者 | 大町 1129 | 22-1485 | " | " |
| 障がい者 | 大町 1129 | 23-3650 | " | " |
| 障がい者 | 大町 1129 | 22-4956 | " | " |
| 障がい者 | 大町 1129 | 26-3870 | " | " |
| 障がい者 | 大町 1129 東町 | 22-1501 (F)22-7071 | JJ | " |
| 要配慮者 | 所在地 | 連絡先 電話・FAX | 避難場所 | 関連河川 |
| 障がい者 | 大町 1129 東町 | 26-3855 £26-3856 | " | " |
| 乳幼児 | 大町 1053-1 東町 | 22-0604 F " | II . | " |
| 障がい者 | 大町 2531-6 上仲町 | 85-0552 F " | " | " |
| 障がい児 | 大町 2544-4 | 85-4055 | " | " |
| 障がい者 | 大町 2531-14 名店街 | 85-0612 F " | " | " |
| | 障窩障窩障障高高障障高障障障理障乳障障がいれる。というではいいがいいっとなっではいいがいっとなっではいいいいっとなっではいいいいっとなっではいいいいっとなってはいいいっとはいいいっとはいいいいっとはいいいい | 下野 | 障がい者 平 1091-7 | では、 |

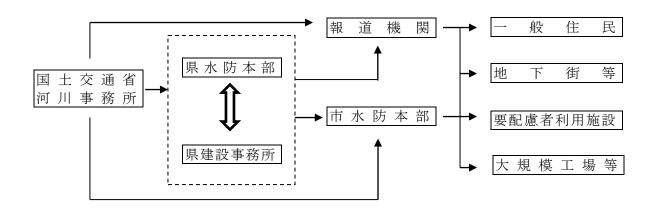
| 共同作業所がんばりやさん | 障がい者 | 大町 2532-10 名店街 | 23-3423 ©85-2270 | JJ | <i>II</i> |
|----------------------------|------|-------------------|-------------------------|-----------------|-----------|
| がんばりやさん相談支援事業 所 | 障がい者 | 大町 2532-10 名店街 | 23-3423 £85-2270 | " | JJ |
| デイサービスセンター ふれ あいプラザおおまち | 高齢者 | 大町 4101-2 堀六日町 | 22-8986 £ 22-8995 | II. | 11 |
| あいく | 障がい者 | 大町 3059-5 仁科町 | 22-6113 F " | 仁科台中学校 グラウンド | JJ |
| えんでこ舎 | 障がい者 | 大町 3061 仁科町 | 23-2532 (F) " | " | JJ |
| グループホーム 北アルプス の家 | 高齢者 | 大町 2769-1 神栄町 | 26-5515 £ 26-3412 | 東小学校 グラウンド | " |
| てくてく | 障がい者 | 大町 2652 神栄町 | 22-6114 F " | " | IJ |
| 大町市社会就労センター | 障がい者 | 社 5892-6 館之内 | 22-1736 £ 22-1757 | " | JJ. |
| かたつむりの家 | 高齢者 | 大町 2791-1 神栄町 | 26-3411 £ 26-3412 | " | IJ |
| 小規模多機能型居宅介護 大 町千里館 | 高齢者 | 社 6882-1 松崎 | 85-2988 £23-7567 | 東小学校 グラウンド | " |
| 住宅型有料老人ホーム 千里 | 高齢者 | 社 6882-1 松崎 | 85-2987 £ 23-7567 | 東小学校 グラウンド | II. |
| 大町市どんぐり保育園 | 乳幼児 | 社 4682-26 山下 | 22-2002 F " | やしろ公園 | IJ |

(3) 大規模な工場その他の施設(イ又は口に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

| 大規模工場等の名称 | 所在地 | 所有者又管理者 | 連絡先 電話・FAX | 関連河川 |
|-----------|-----|---------|---------------|------|
| 申出なし | | | | |

第2節 洪水予報等の伝達方法

市から地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



第 15 章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

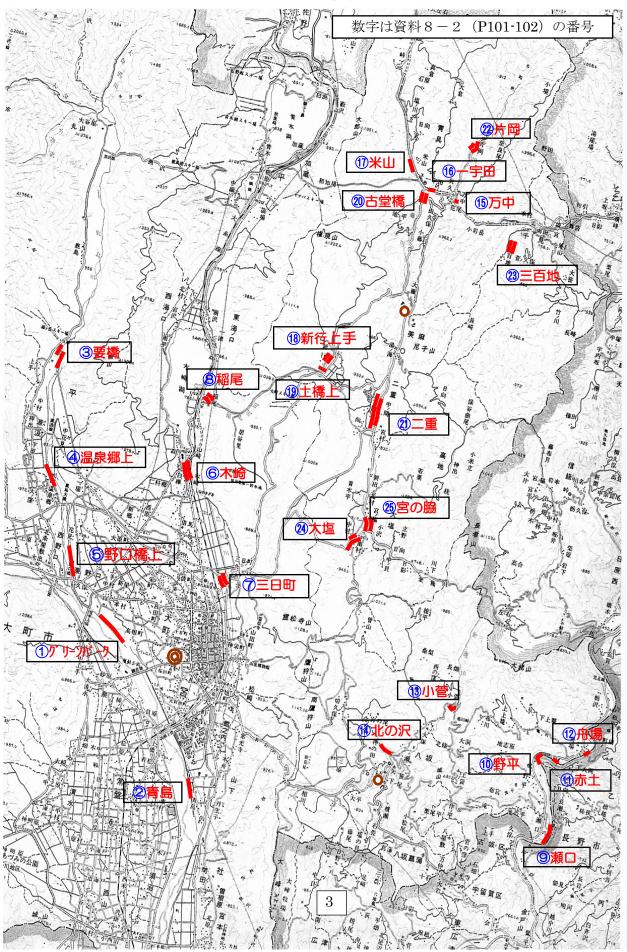
第2節 水防協力団体の業務

- ①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④水防に関する調査研究
- ⑤水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥前各号に附帯する業務

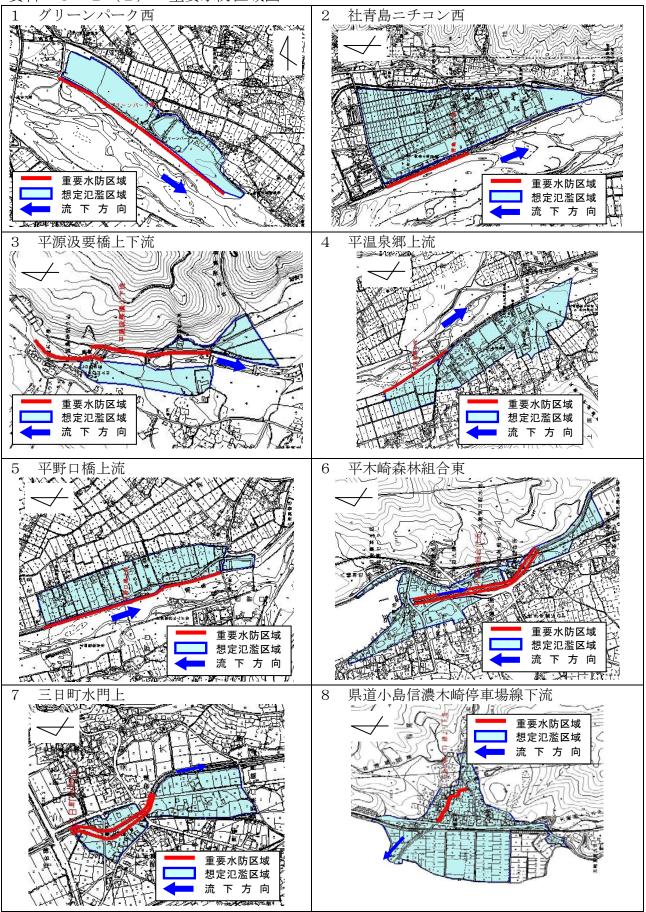
第3節 水防協力団体の消防団等との連携

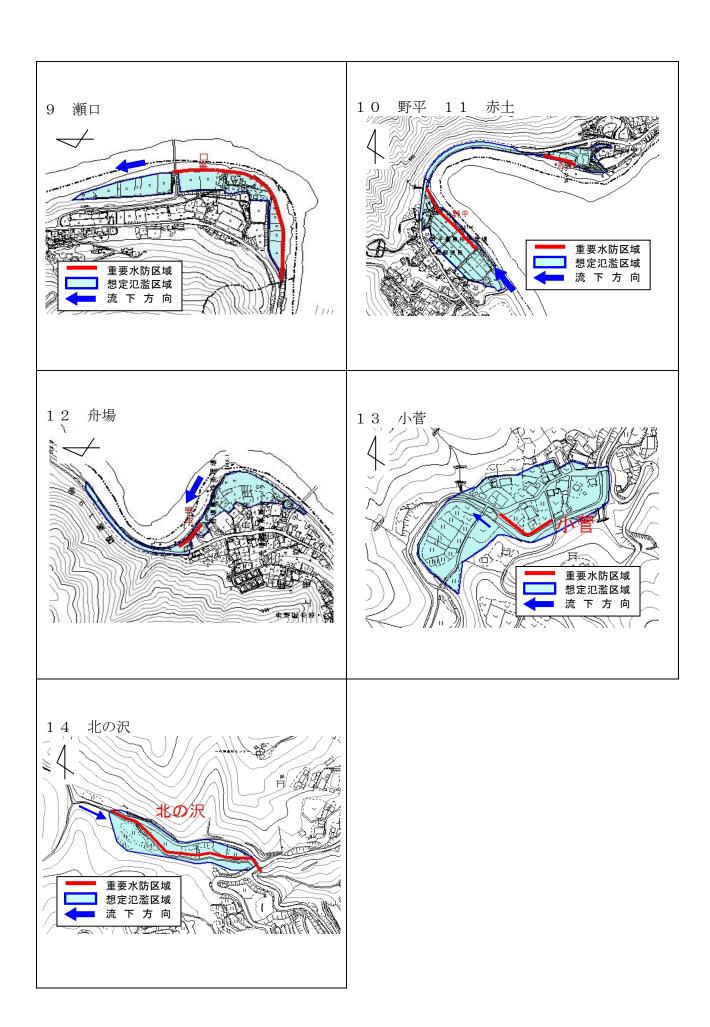
水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、 水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。

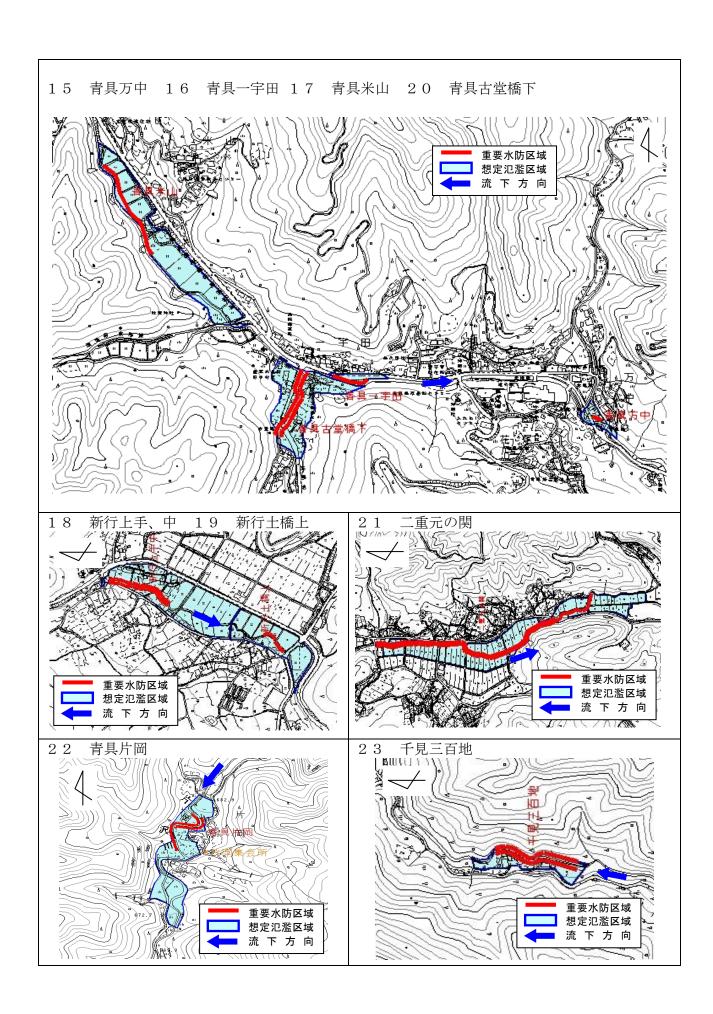
資料 8-2(1) 大町市重要水防区域位置図

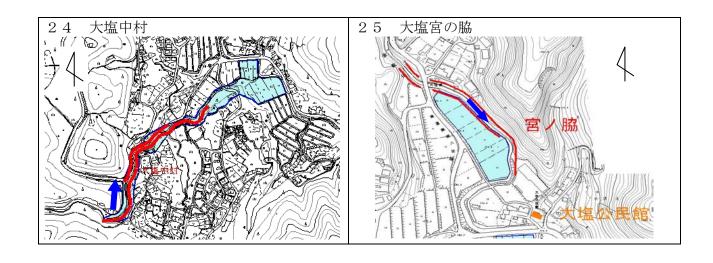


資料 8-2(2) 重要水防区域図









| 川 避難判断水位到達情報 |
|---|
| 平成 年 月 日 分 発表 |
| 長野県 建設事務所 長 野 県 水 防 本 部 |
| 【主文】 |
| 川は、日時分に市・町・村の |
| 水位観測所で、 |
| ―― 避難準備·高齢者等避難開始の発令の目安となる |
| |
| 避難判断水位mに達しました。 |
| |
| |
| 避難の目安となる氾濫危険水位まであと mとなってます。 |
| 「町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。 【参考】 |
| 氾濫危険水位 [避難勧告の発令の目安となる水位] |
| 避難判断水位 [避難準備・高齢者等避難開始の 発令の目安となる水位 m 氾濫注意水位 [水防団が出動する目安となる水位] |
| m 普段の水位 |
| I WILL A SIGNATURE |
| 問い合わせ先 長野県〇〇建設事務所維持管理課 TEL×××-×××-××× TEL■■■-■■■- |

| 川 氾濫危険水位到達情報 |
|--|
| 平成 年 月 日 |
| 長野県 |
| 【主文】 |
| 川は、日時分に市・町・村の |
| |
| 氾濫危険水位mに達しました。 |
| |
| 分間に、水位が約m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、 |
| 市市 市 |
| 河川が氾濫するおそれがあります。 |
| 市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。 |
| 【参考】 |
| 氾濫危険水位 |
| [避難勧告の発令の目安となる水位] |
| 避難判断水位 |
| [避難準備·高齢者等避難開始の発令の 目安となる水位] |
| m |
| 氾濫注意水位 [水防団が出動する目安となる水位] |
| m |
| 普段の水位 |
| 問い合わせ先 |
| 長野県○○建設事務所維持管理課 TEL×××−×××−××× TEL■■■−■■■■ |
| 区町朱小町中間(区町朱建駅即門川部門)「CLU20-232- / りょう |

資料 8-2 (4) 水防警報の発表様式

| | | 水 | | | | D. | 警 | | | 幸 | 報 | | | | | | |
|---------|----|---|----------------|----------|------|-----|------|-----|-------------------------|----------|-----|------------|-----|------|--------|----|---|
| 種 | 類 | | | 準 | 備 | | 出 | 動 | | 状 | 況 | | 解 | 除 | | | |
| 発表河川 | | | | | | | | | | 表対記観測 | | | | | 観測所 | | |
| 発表日時 | | 平成 全 | F 月 | B | 時 | 分 | | | 発 | 表者 | 長者 | | 長野県 | | 建設事務所 | | |
| 設定水位 | | 基準水位観測所 | | | | | 4 | 観測所 | | | | | | | | | |
| | | 水防団待機水位 (水防団の待機) | | | | | | m | | | | | | | | | |
| | | 氾濫注意水位 (水防団の出動) | | | | | | m | | | | | | | | | |
| | | 避難判断水位 (避難準備情報の発表) | | | | | | m | | | | | | | | | |
| | | | 監危険水(勧告の発 | | | | | m | | | | | | | | | |
| 区分 | 番号 | 免 表 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現決 | 1 | | | ₹. イ. | 観測流出 | 所收 | の雨量に | ŧ. | B | | 時 現 | 往 _ | | mm l | こ達しました | t. | |
| | 2 | 水位は、 | _B | 時 | 現在 | | m | { | ア. に達 イ. です ウ. に7 | | | | | | | | |
| | 3 | 水位は、 日 時 分 に | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 水位は、 { | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 【被害の発生状況等を記入】 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予想 | 6 | 雨は、今後まだ mm 程度降る恐れがあります。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 水位は、今後 | | | | | | | | と見込まれます。 | | | | | | | |
| 水防団への指示 | 8 | ア. 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 イ. 出動し、厳重に警戒してください。 ウ. 今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 エ. 厳重に警戒してください。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 水防警報を解除します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | ただし、 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 通知先 | | | | | | | | | | _ <u>_</u> | | | | | _ |
| 伝達確認 | | 通報者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 受報者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | p.4 | | 4 | | ut. | Δ | | ıt. | Δ | | R# | Δ | | | 4 |
| | | 通報時刻 | 時 | 7 | 分 | l ' | 時 | 分 | · ' | 诗 | 分 | | 時 | 分 | 時 | , | 分 |

資料 8-2 (5) 大町市水防倉庫位置図

